

G20関係閣僚会合長野県推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「G20関係閣僚会合長野県推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 2019年に軽井沢町において開催される「G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」（以下「関係閣僚会合」という。）の成功を期すため、官民一体となった受入体制を確立するとともに、関連する事業の実施により、関係閣僚会合の本県における開催意義を高めることを目的とする。

（事業）

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）関係閣僚会合に対する支援、協力及び受入に向けた準備に関すること。
- （2）関係閣僚会合関連事業の企画及び実施に関すること。
- （3）関係閣僚会合開催に関する広報・啓発等に関すること。
- （4）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

（組織）

第4条 推進協議会は、別表左欄に掲げる機関・団体をもって構成し、同表右欄に掲げる職にある者を委員とする。

（役員）

第5条 推進協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）監 事 2名

2 会長は、長野県知事をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から選出する。

（役員の仕事）

第6条 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する順に従い、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(顧問)

第7条 推進協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 顧問は、推進協議会の業務の執行に関し、意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員、役員及び顧問の任期は、推進協議会が解散するまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員及び役員（以下「委員等」という。）が就任時におけるそれぞれの機関又は団体の役職を離れたときは、当該委員等の任期は当該役職にあった日までとする。
- 3 前項の規定により委員等が欠けたときは、前任者の属していた機関又は団体において、当該者の後任となった者が委員等に就任するものとする。

(委員等への報酬及び旅費)

第9条 委員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により報酬又は旅費を支給する場合には、長野県職員の例に準じて支給する。

(総会)

第10条 推進協議会の総会は、役員及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 役員を選出に関すること。
 - (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (4) その他第2条の目的の達成に必要と認められること。
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 会長以外の委員が総会に出席できないときは、代理人を総会に出席させ、又は議決権の行使を委任することができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 前各項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって総会の議決に代えることができる。
- 8 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(専決処分)

第 11 条 会長は、総会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により処置したときは、会長は、これを次回の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(会計)

第 12 条 推進協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 推進協議会の会計は、当初予算の成立の日に始まり、決算報告の承認の日をもって終了する。

3 推進協議会の会計処理は、会長が別に定めるもののほか、長野県の財務に関する諸規程に準ずるものとする。

(幹事会)

第 13 条 推進協議会の円滑な運営に資するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、会長が委嘱した幹事長、副幹事長及び幹事を持って構成する。

3 幹事会は、必要に応じ、幹事長が招集する。

4 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 14 条 推進協議会の事務を処理するため、長野県環境部環境政策課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 15 条 推進協議会は第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決により解散する。

2 推進協議会が解散するときに存する残余財産の処理については、解散時に協議し、定める。

(補則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

機関・団体名	役職名
長野県	知事
	副知事（環境・エネルギー政策担当）
長野県警察本部	本部長
軽井沢町	町長
長野県市長会	会長
長野県町村会	会長
佐久広域連合	連合長
一般社団法人 長野県経営者協会	会長
長野県中小企業団体中央会	会長
一般社団法人 長野県商工会議所連合会	会長
長野県商工会連合会	会長
一般社団法人 長野県観光機構	理事長
長野県旅館ホテル組合	会長
軽井沢リゾート会議都市推進協議会	会長
軽井沢プリンスホテル	総支配人
一般社団法人 長野県タクシー協会	会長
公益社団法人 長野県バス協会	会長
東日本旅客鉄道株式会社 長野支社	支社長
しなの鉄道株式会社	社長
公益財団法人 長野県国際化協会	理事長
日本貿易振興機構 長野貿易情報センター	所長
独立行政法人 国際協力機構 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所	所長
一般社団法人 長野県環境保全協会	会長